



子育て支援を推進中の企業様へ

# ベビーシッター 割引券とは？

企業負担 70円 ~で、2,200円 の割引に！  
.....  
月最大52,800円/世帯 補助が適用可能！  
.....



---

## 内閣府ベビーシッター割引券とは？

---

仕事などの理由によるベビーシッター利用が、お子様1人につき1回あたり4,400円(2,200円×2枚)割引になる割引券です。

利用できるのは、従業員のほか、パート、アルバイト職員、厚生年金保険の被保険者である企業の代表者や役員が含まれます。

この割引券は、企業が1枚あたり70円（大企業は180円）で全国保育サービス協会より購入できるので、従業員は勤務先から交付を受けることでこの割引券を利用できます。

※令和4年度電子割引券のみのご利用となります。

### 【本制度に関する公的機関のページ】

・内閣府

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter\\_atsukai.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html)

([https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter\\_atsukai.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html))

・全国保育サービス協会

<http://www.acsa.jp/hm/babysitter/> (<http://www.acsa.jp/hm/babysitter/>)

制度運用開始日 令和4年12月26日



# 内閣府ベビーシッター割引券制度の概要

---

- 割引券を購入できる事業主
  - 子ども・子育て拠出金を納付している事業主
- 割引券を利用できる対象者
  - 従業員（正社員、契約社員、パート・アルバイトなど）、厚生年金の被保険者である代表者・役員
- 割引券の使用条件 詳しくは[ベビーシッター派遣事業実施要綱](#)をご確認ください
  - 配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等により、又は、ひとり親家庭であることにより、サービスを使わなければ就労すること（職場への復帰を含む。）が困難な状況にあること
- お子様の年齢制限
  - 小学校3年生までのお子さま（障がいなどによりお世話や介護が必要な場合は小学校6年生まで）
- 割引券が使えるベビーシッター事業者
  - 全国保育サービス協会に認定を受けたベビーシッター事業者（一覧は[こちら](#)）
  - ※キッズライソンの場合は「[内閣府補助対象シッターに依頼した場合のみ](#)割引券が利用できます
- ご利用枚数の上限
  - 対象児童1人につき1日あたり2枚(4,400円)まで利用可能
  - 1家庭につき1か月あたり24枚(52,800円)まで利用可能
  - 1家庭につき年間280枚 (616,000円)

## ※重要※ ご利用条件

---

### ご申請NG事例

- ×家事代行を含むサポート ※割引券のご利用に限らず、ベビーシッターと家事代行を同じ時間内で併用することはできません。
- ×習い事や塾など「保育施設以外」への送迎、保育施設間の送迎
- ×英語やピアノのレッスンを目的とした利用 ※保育にかかわるオプショナルの場合実施可能
- ×お子様の病院への送迎、受診付き添いを含むサポート
- ×就労時間外のサポート 例) 就労前後の利用、産休・育休中の利用、休日の利用など
- ×産前産後ケア ※お母様がサポートの対象となるため
- ×事前面談やオンラインでのサポート
- ×ご自宅以外の場所での親御様との引き渡し

### 申請前チェックリスト

- ✓家庭内（自宅）での保育、または「保育施設」への送迎での利用ですか？
- ✓内閣府補助対象のシッターに依頼したサポートですか？
- ✓ご利用日時、お子様氏名、お子様生年月日、シッター名に間違いはないですか？
- ✓交通費・ポイント利用額を除いたお支払い金額は申請枚数分の金額(2,200円×枚数)以上ですか？
- ✓申請内容は保育に関わるサポートですか？
- ✓就労時間内のサポートですか？

## ご利用の流れ

---

### サポート実施 & お支払い完了

#### 内閣府割引券とポイント利用を併用される場合のご注意点

- 内閣府のベビースITTER割引券とポイントを併用される際、システム上ポイント利用は交通費分が上限となります。利用ポイント数の設定の際はご注意ください。
- 交通費は割引券利用の対象外となります。
- 交通費を除くお支払い金額が2,200円×申請枚数の金額を下回る申請につきましては、超過分の割引券をご返却させていただいておりますのでご注意ください。

#### <お支払い事例> 5,000円（うち交通費500円）をお支払いの場合

- ポイント利用可能金額：交通費500円分
- 内閣府割引券：4,400円分（2枚ご利用の場合）

⇒ **自己負担金額は100円分となります。**

※キャッシュバック制となるため、4,500円分は一度クレジット払いが必要となります。

件名: FW: 【ベビーシッター派遣事業】「割引券承認申込および担当者届」登録完了のお知らせ

差出人: ベビーシッター派遣事業事務局 <[bs\\_jimu@jtb-benefit.co.jp](mailto:bs_jimu@jtb-benefit.co.jp)>  
件名: 【ベビーシッター派遣事業】「割引券承認申込および担当者届」登録完了のお知らせ  
日付: 2022年12月13日 10:29:37 JST  
宛先: ██████████殿 <[m.tanimae@you-plus.co.jp](mailto:m.tanimae@you-plus.co.jp)>

██████████  
██████████様

この度は、ベビーシッター派遣事業へのご登録申請ありがとうございます。  
下記内容にて承りました。  
(主たる情報のみ記載しております)

承認番号 : ██████████  
※新規で申請された方は仮番号となります

事業主名 : ██████████

届け出担当者名 : ██████████  
届け出担当者メールアドレス: ██████████  
届け出担当者電話番号 : ██████████

全国保育サービス協会にて承認手続き完了後、ご登録いただきました担当者メールアドレスへ、承認通知をお送りいたします。

承認通知の送信日はご申請いただいた日より異なります。  
送信スケジュールは全国保育サービス協会サイトにてご確認ください。

※このメールは、配信専用のアドレスで配信されています。  
このメールに返信されても、返信内容の確認およびご返答ができませんので予めご了承ください。

\*\*\*\*\*  
○本メールにお心あたりのない場合、受信メールを複製、転送等  
されることなく、削除いただきますようお願いいたします。  
○本メールは自動配信メールとなります。  
\*\*\*\*\*

---

ベビーシッター派遣事業サポートデスク

Mail: [bs\\_jimu@jtb-benefit.co.jp](mailto:bs_jimu@jtb-benefit.co.jp)



